

■ 電子契約について

■ 1 電子契約とは

従来の紙の契約書の代わり、インターネット上で提供されるクラウドサービスを利用して、契約の締結を行うものです。

松本市では電子契約に「クラウドサイン」を利用します。



■ 2 電子契約の対象案件

契約管財課、上下水道局総務課及び病院局病院総務課が取り扱う契約が対象となります。

ただし、法令等の規定により書面の契約書が必須となる契約、契約期間に保存期間を加えた期間が10年を超える契約及び自動更新条項付契約等を除きます。

引き続き紙の契約書を利用することもできます。（選択制です。）

■ 3 電子契約を行うメリット

(1) コスト削減

- ・印刷や製本、送付にかかる費用を削減できます。
- ・収入印紙が不要になります。

(2) 業務効率化

- ・紙での作業がなくなります。
- ・押印が不要になります。

(3) いつでもどこでも

- ・インターネットとメールが使える環境であれば、どこでも利用できます。
- ・24時間365日ご利用いただけます。

※メンテナンス等により利用停止となる場合があります。

■ 4 電子契約を行う際の事務の流れ

(1) 電子契約の利用については、当該契約の担当者（以下「担当者」という。）からご案内いたします。

(2) 電子契約を行うことについて同意いただいた場合は、電子契約の締結に使用するメールア

ドレス等を確認するため「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を電子メールでご提出ください。

【送付先アドレス】

契約管財課：keiyaku_t@city.matsumoto.lg.jp

上下水道局総務課：sui-somu@city.matsumoto.lg.jp

病院局病院総務課：byoin_somu@city.matsumoto.lg.jp

※送付時の留意事項

- ・当該契約の入札担当課アドレスへ送付してください。
- ・送付時の件名は「電子契約同意書」としてください。
- ・Word 形式のまま送付してください。

- (3) 担当者が契約書データを「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」に記載いただいた事業者様側の担当者様（担当者様が契約締結権限者様と同一人の場合は契約締結権限者様）のメールアドレスに送付しますので、会社名等の必要事項を入力の上、担当者に返送してください。
- (4) 担当者が契約書データ（PDF ファイル）をクラウド上にアップロードすると、クラウドサインからアップロード先の URL が「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」に記載いただいた担当者様のメールアドレスに送付されます。
- (5) 届いた URL にアクセスしていただき、契約書データの内容をご確認の上、契約締結に同意していただくと次の方（契約締結権限者様）に URL がメールで届きます。最後の同意者（松本市側の承認者）が契約締結に同意すると契約締結手続きは完了します。
- (6) 契約締結完了のメールが届きますので、電子署名が付与された契約書（PDF ファイル）を保存してください。

■ 5 電子契約の承認フロー

契約締結に関する同意は以下の順に行われます。（前の人同意すると次の人へ URL が送信されます。）

松本市担当者 → 担当者様 → 契約締結権限者様 → 松本市承認者
（省略可）